

香川労働局発表

令和3年1月8日



担
当

香川労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 中井 直美

室長補佐 横井 陽子

【電話】 087-811-8924

【夜間】 087-811-8928

令和2年12月24日付公表の下記認定通知書交付式は新型コロナウイルス感染状況等により延期することとなりました。

東かがわ市で初のえるぼし！

帝國製薬株式会社を第3段階目で認定！！

～「えるぼし」認定通知書交付式を行います～

香川労働局(局長: ほんまゆきてる本間之輝)は、「女性活躍推進法」に基づく基準適合一般事業主として、令和2年11月30日付けで、帝國製薬株式会社(本社:東かがわ市)を第3段階目で「えるぼし」認定(注)しました。

香川労働局では、下記のとおり、「えるぼし」認定通知書交付式を行います。

「えるぼし」認定通知書交付式

日時 : ~~令和3年1月13日(水) 14:00～~~ **延期**

会場 : ~~高松サンポート合同庁舎北館4階401会議室~~

(~~高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館4階~~)

※当日、取材を行う場合は事前に雇用環境・均等室宛連絡していただくようお願いします。

(注)「えるぼし」認定とは？

- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることを PR することができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

- ◆ 「えるぼし」の認定の段階は 3 段階あります。「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の 5 項目の認定基準のうち、すべてを満たせば 3 段階目となります。

さらに、令和 2 年 6 月から「えるぼし」認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定される「プラチナえるぼし」認定ができました。



- ◆ 女性活躍推進法では、

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② 状況把握、課題分析を踏まえ、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定、策定・変更した行動計画の非正社員を含めた全ての労働者への周知及び外部への公表
- ③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④ 女性の活躍に関する情報の公表

が常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主に対し、義務づけられています。

※常時雇用する労働者数が 101 人以上 300 人以下の事業主については、上記①～④が令和 4 年 4 月 1 日から義務になります(令和 4 年 3 月 31 日までは努力義務。)

<添付資料>

資料 1 帝國製薬株式会社の認定基準に関する実績

資料 2 「産業ごとの正社員に占める女性労働者の割合」、「産業ごとの正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合」、「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合」の平均値

資料 3 香川労働局管内「えるぼし」認定企業一覧